

安城市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき教育
長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成30年7月24日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

行政監査に係る措置の通知書（学校教育課）

平成30年2月22日監査結果報告分（平成30年6月1日現在の措置状況）

市が事務を行う任意団体について

<安城市教育機器研究会>

1 個別指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	会則等は、団体の設置・運営の根拠となるものであり、事務局の設置を明確にするものであるため、早急に整備を図られたい。
	措 置 状 況
	会則を作成し、平成30年5月15日（火）総会にて承認された。

(2)	指 摘 事 項 等
	金銭出納簿が整備されていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。収支の動きが少ない団体においても、現金預金管理の重要性を認識し定期的な実施をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録を残されたい。
	措 置 状 況
	現金預金管理の重要性を認識し、複数の者による通帳の管理、購入伺いによる上司決裁、金銭出納簿と備品登録簿及び備品貸出簿による管理を行うよう改め、実施している。

2 全体共通指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	市職員は、地方公務員法第35条により職務に専念する義務が課せられているため、団体の事務に従事するには、「職務専念義務を免除」するか、当該事務に従事させる「職務命令」を行う必要がある。 したがって、根拠なく慣例によって、業務を行うことは適切ではなく、事務分掌規則に規定するか職務明細書または決裁文書に基づいて職務命令を行い、市がなすべき職務である根拠を明確にされたい。
	措 置 状 況
	職務明細書に明記し、職務命令による職務であることを明確にした。

<安城市派遣研究会>

1 個別指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	会則等は、団体の設置・運営の根拠となるものであり、事務局の設置を明確にするものであるため、早急に整備を図られたい。
	措 置 状 況
	会則を作成し、平成30年5月2日（水）総会にて承認された。

(2)	指 摘 事 項 等
	金銭出納簿が整理されていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。収支の動きが少ない団体においても、現金預金管理の重要性を認識し定期的な実施をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録を残されたい。
	措 置 状 況
	現金預金管理の重要性を認識し、複数の者による通帳の管理、購入伺いによる上司決裁、金銭出納簿と備品登録簿及び備品貸出簿による管理を行うよう改め、実施している。

2 全体共通指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	市職員は、地方公務員法第35条により職務に専念する義務が課せられているため、団体の事務に従事するには、「職務専念義務を免除」するか、当該事務に従事させる「職務命令」を行う必要がある。 したがって、根拠なく慣例によって、業務を行うことは適切ではなく、事務分掌規則に規定するか職務明細書または決裁文書に基づいて職務命令を行い、市がなすべき職務である根拠を明確にされたい。
	措 置 状 況
	職務明細書に明記し、職務命令による職務であることを明確にした。